

藤井寺市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) 雇用・労働施策において行政の果たす役割を十分に認識し、市民生活の安定を最大の眼目に、雇用の確保と創出、労政行政の充実のため力強い施策展開を行うこと。その際、大阪府や大阪労働局などとの連携を深め行い、また雇用・労働政策と産業政策とを有効に関連付け、良質な雇用の確保・拡大につなげること。

(回答)

本市就労支援室では、雇用・労働に関する様々な相談業務等を行っており、内容に応じて大阪府やハローワーク等の関係機関と連携し相談者の問題解決に向け取り組んでおります。また障害者の雇用については、南河内北障害者就業・生活支援センターへ委託し障害者雇用相談を月1回実施しており、障害者の雇用に関する様々な相談についての対応を行っております。世界的な不況の影響を受け雇用状況が悪化するなか、今後も大阪府や大阪労働局・ハローワーク等と連携し、行政として安定した雇用の確保に向け努めてまいります。

(2) 大阪における雇用状況を改善させるため、政労使の各セクターが連携し取り組みを進める場として「大阪雇用対策会議」を設置し、過去「12万人緊急雇用創出プラン(案)」や「雇用・就労支援プログラム」などの具体的な事業を行ってきた。今後とも大阪の雇用状況の改善に向け、「大阪雇用対策会議」の取り組みと連携し施策を強化すること。

(回答)

悪化が続いている雇用状況の改善に向け、本市就労支援室での雇用・労働に関する情報提供や相談業務を一層充実させるとともに、障害者の雇用問題に関する相談事業を引き続き実施してまいります。今後も国や大阪府・大阪労働局等関係機関と調整を図りながら、就労に対する支援を必要とする方に対し、本市と関係機関が連携した施策を行ってまいります。

(3) 若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等、特に就労支援を必要としている人に対して、大阪府との連携を深め、かつ福祉施策とも関連させて、地域就労支援事業の充実・強化など、よりきめ細かな取り組みを強化すること。

(回答)

雇用状況の悪化の影響が大きいとされる若年者・高齢者・母子家庭の母・障害者・ホームレスの人等就職に対する支援が必要な方につきましては、本市就労支援室による雇用・労働に関する相談事業や、南河内北障害者就業・生活支援センターへの委託事業である月1回の障害者雇用相談を実施しており、あわせてハローワークから提供を受けた求人情報やキャリアアップのための

職業訓練等の各種情報の提供等、必要な支援を行っております。今後も大阪府や関係機関・本市福祉担当部局等と連携を図りながら、様々な就職阻害要因の解決と地域就労支援事業の充実に取り組んでまいります。

(4) 改正最低賃金法や労働契約法・パート労働法など新たに施行された法令について周知を図るとともに、その趣旨が職場で徹底されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

新しい法律等については、市広報紙やホームページをはじめ市内でのポスターの掲示等、市民への周知啓発を行っております。今後も国・大阪府と連携し商工会や雇用開発協会の協力を得ながら、その趣旨が適切に遵守されるよう、市民・地元企業への理解と啓発を図ってまいります。

(5) 【総合評価入札制度未導入の自治体】・・・行政の福祉化の観点から総合評価入札制度を導入すること。また委託先の最低賃金として、少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう、契約書・仕様書において定めること。

(回答)

本市では市内組織である「行政の福祉化検討プロジェクト」において本市が行う公共発注や公務労働などについて福祉的な視点から総点検を行い、就職困難層に対する雇用拡大の方策について検討を重ねてまいりました。総合評価入札制度につきましては、現在の財政状況下においては導入することは困難な状況にありますが、就職困難者雇用に配慮した発注方法の検討や公務労働における就労促進、事業所への啓発、授産製品の積極的な活用、就労支援体制の充実など、就職困難層の雇用拡大の取り組みを進めてまいります。

(6) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底させるよう対策を行うこと。

(回答)

本市では「ふじいでら女性プラン」に基づく男女共同参画社会の推進事業として、就業環境の整備や就業と家族責任の両立支援等に取り組んでおりますが、今後も健康で豊かな生活のための時間が確保でき、多様な働き方や生き方が選択できる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 府域の各エリアで形成されつつある特徴ある産業の集積（例：北部－バイオ、中東部－ロボット・ものづくり、南部－ナノテク、湾岸地域－先端電機産業）と、中小・地場企業との結合を深めるよう取り組みを強化すること。

(回答)

本市におきましても、特色ある地場産業や地元特産品・歴史的観光資源を有効に活用し、大阪府下や南河内地域による集積・連携のもと地域産業の発展に努めてまいります。今後は沈滞する地域経済の活性化を図るため、特色ある新たな藤井寺ブランドの開発につきましても、藤井寺市商工会や観光協会・地元企業等の協力を求めながら、官民が連携し取り組んでまいります。

(2) 企業誘致施策について、過年度からの実績などを検証し、より有効な施策に改めて実施すること。

(回答)

企業誘致による地域経済の活性化も視野に入れ、市内に数多くある歴史遺産や古墳、その周囲の景観保全に努めながら、駅前や商店街・住宅地等それぞれの特性に応じた本市の将来像をイメージした企業誘致に努めてまいります。

(3) 大阪府とも連携し中小・地場企業を力強くサポートする施策を実施すること。

- ① 使いやすい融資制度の拡充
- ② 地場企業への官公需の優先発注

(一括回答)

(3)①②について、本市では、中小企業の資金繰り支援として、国のセーフティネットや大阪府制度融資等の申し込み受付を行うとともに、ホームページ等で当該融資の周知を行っております。

また、本市独自の中小企業支援施策としては、市内事業者を対象に大阪府市町村連携型融資の「藤井寺市小規模企業融資制度」を設け、融資を利用する中小企業に対し、一定条件のもと市が信用保証料と利子を補給する支援を行っております。現在の厳しい経済情勢のもと、さらに大阪府や大阪府中小企業信用保証協会等と連携を強めながら、今後も中小・地場企業をサポートしてまいります。

(4) 中小企業の公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

中小企業が抱える取引に関する問題については、今後も経済産業省や中小企業庁・大阪府等関係機関と連携しながら公正な取引の確立に向けた取り組みを行ってまいります。

また、本市としましても、市民や地元企業への同法の周知啓発を図り、藤井寺市商工会と協力して企業への指導に努めてまいります。

3. 行財政改革施策

(1) 行財政改革を進めるにあたっては、まず全住民に対して、どのような自治体にしていくのかというビジョンを示すこと。

(回答)

本市では行財政改革を進めるにあたり、平成18年2月に「行政改革大綱」を策定しています。その基本方針として、分権型システムに対応した行財政システムを構築し、地域とともに「安心・安全と歴史を未来に引き継ぐまち藤井寺」の実現に向け、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保を掲げ、おおむね5年間で推進期間として重点項目を列挙しています。同時にこれに基づく取り組みを集中的に実施するため、「集中改革プラン」を策定し、市の行政改革を着実に実行しています。

また、市の財政状況が平成18年度の一般会計決算で赤字決算となるなど危機的な状況に陥ったことから、今後必要な住民サービスを提供していくために、市財政の健全化は避けて通れない最も重要な課題であると認識し、財政再建団体への転落を阻止し将来的に収支バランスのとれた自立的で持続可能な財政運営を確立するため、具体的な取り組み項目や検討項目を示した「財政健全化プログラム」を平成20年3月に策定しています。

これらの行財政改革推進計画については、住民に対して市広報誌で周知するとともに情報コーナーにも据え置き、市ホームページでは全文を公開するなど、積極的な公表にも努めているところです。

今後、「安心・安全と歴史を未来に引き継ぐまち藤井寺」の実現に向け、行財政改革の検討項目や取り組み項目を着実に実行してまいります。

(2) 行財政改革を具体化するに際しては、以下に留意すること。

- ① 住民の安心・安全を最も重視すること。
- ② 生活の基本である「雇用・労働」「産業」「安心・安全」の諸施策については特に重視すること。
- ③ 情報公開を徹底し、住民の理解を得ながら進めること。
- ④ 当該自治体に働く人たちが、より前向きに意欲をもって働けるよう、合意を得ながら進めること。

(一括回答)

(2)①～④について、本市では、「行政改革大綱」及び「集中改革プラン」などの策定時には、その都度市ホームページや広報等を通じてパブリックコメント手続き制度を導入し、広く市民等に情報を提供し、できる限りその意見を反映するような仕組みを整えております。

また、本市の「第4次総合計画」においては、「安全で快適なまち」「安心と共生まち」及び「活力を育むまち」などをまちづくりの基本目標としており、これらの目標を念頭に置きながら、今後とも行財政改革を推し進めてまいります。

(3) 大阪府や国からの権限委譲を積極的に求めること。その際、行政施策の後退を招かないよう財政的な措置の観点にも留意すること。

(回答)

地方財政を取り巻く厳しい環境のなかで、住民に一番近く、ニーズを把握している市町村が、自由裁量により行政サービスを提供できるようにする必要があると認識しております。その実現のためにも地方分権の推進による安定的な行財政基盤を早期に確立する必要があることから、国庫補助負担金の廃止と一般財源化を進めつつ、所得税や消費税等についても国から地方へのさらなる税源移譲を推進し、国税と地方税との税収割合の是正、特に市町村の税財源の充実を強化するよう国・府に対して継続して要望を行ってまいります。

(4) 地方税財源の充実確保に向け、大阪府とも連携して国に対しても積極的な提言を行うこと。

(回答)

地方財政を取り巻く厳しい環境のなかで、住民に一番近く、ニーズを把握している市町村が、自由裁量により行政サービスを提供できるようにする必要があると認識しております。その実現のためにも地方分権の推進による安定的な行財政基盤を早期に確立する必要があることから、国庫補助負担金の廃止と一般財源化を進めつつ、所得税や消費税等についても国から地方へのさらなる税源移譲を推進し、国税と地方税との税収割合の是正、特に市町村の税財源の充実を強化するよう国・府に対して要望を行っております。

また、三位一体の改革により地方交付税が削減され総額が抑制されてきたなかで、福祉・医療経費等が増加し、地方独自の財源が不足し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが極めて困難になってきているため、国における財源補填の明確化、地方交付税の総額の確保を国・府に対して継続して要望してまいります。

4. 福祉・医療施策

(1) 地域医療連携体制の構築にあたっては、喫緊の課題でもある救急医療や休日・夜間診療、小児科医療、産科医療の整備充実に向けた対策を講じること。

また、医師・看護師不足の解消に向け、潜在看護師の活用策や短時間勤務など多様な勤務体系が導入可能となるような離職防止施策ならびに円滑な職場復帰のための研修制度を構築するなど、実効性のある対策を講じること。

(回答)

地域医療連携体制については、初期救急から二次救急までの医療体制を南河内圏域で整備し、市民が安心して生活できるよう救急医療等の拡充に努めております。また、小児の夜間急病診療を充実するため、松原市と羽曳野市との3市で「小児急病診療事業」に取り組むとともに、休日

急病診療所を引き続き運営し、休日の診療対策に努めてまいります。

市民病院においては、医師不足の解消に向け、大学医局等への協力要請を通じて医師確保に努めております。あわせて看護師不足の解消に向けては、現場の状況に応じて適宜募集・採用を行い、また、特に外来部門においては短時間勤務のための臨時職員を採用する等看護師確保に努めております。

(2) 介護労働者の質の向上や人材育成の研修等を充実するとともに、従業員に対する健康診断や夜間を含む労働時間・労働関係法規の遵守状況、社会保険の加入状況など、事業者に対して指導監査を実施すること。

(回答)

介護従事者処遇改善臨時特例交付金を介護保険事業の保険給付費に活用することにより、介護サービスに従事する者の生活の向上を図ってまいります。また、介護給付の適正化事業を実施することにより、事業所に直接訪問してサービスの質の向上と人材育成のための研修会の機会をもつように指導してまいります。

(3) 障がい福祉サービスの利用者負担については、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」に基づく軽減措置期間が終了し、見直しが図られる。障がい者の自立支援と社会参加促進の観点からも、利用者が必要なサービスを利用できるように、大阪府と連携し、助成制度の拡充などを行うこと。

(回答)

自立支援法による介護給付等の障害福祉サービスの利用者負担は、公平に1割負担となっております。しかしその1割負担でも重い低所得の方々もおられるため、月額上限額の設定がなされ、負担軽減が行われているところです。また月額上限額の軽減については平成21年4月以降も継続して実施されることとなりました。本市としましても、国制度のもとで軽減措置がなされたことにより利用者負担額の一定の軽減がなされたと考えております。

また、自立支援法による地域生活支援事業の利用負担については、事業実施主体が今までの国主体から各市町村へ変わったことにより利用者負担の設定も各市町村に委ねられているところです。本市においても地域生活支援事業の利用料金・利用者負担額を設定しているところですが、この設定にあたっては府下の状況も踏まえ、近隣市町村と調整をしながら、利用者の方々に大きな負担にならないよう料金設定を行っているところです。

さらに、本年度予算に計上した事業として、障害者(児)の方々の日中一時支援を、市民総合会館別館3階の会議室を改修し平成22年4月から障害者(児)の方々に安心して利用していただける施設の開設に向けた整備事業を行うものです。

(4) 昨今増加しているメンタルヘルスの課題に対応できるよう、医療機関や健康保持増進施策の充実を図ること。

(回答)

本市保健センターでは、保健師がいつでも健康に関する相談を受け付ける体制をとっています。メンタルヘルスに関する相談についても、必要に応じて医療機関や関係機関との連携を図り、サービスの提供に努めています。

5. 子ども教育・男女平等施策

- (1) 男女が共に働きながら安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、社会の継続性のうえからも重要である。よって社会全体での子育て支援対策の推進に向け、市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」について以下の観点から充実・強化を図ること。
- ① 保育所の待機児童の早期解消
 - ② 多様な子育て支援ニーズに応じた保育制度のさらなる拡充（休日・夜間・延長保育、ファミリーサポート事業など）
 - ③ 地域コミュニティとの関わりの検討及び総合的な子育て支援体制の強化
 - ④ 保育現場での不安定雇用の増加は保育の質の低下を招きかねないため、安定的・継続的な施設運営ができる制度の改善

(一括回答)

(1)①～④について、平成17年3月策定の「藤井寺市次世代育成支援行動計画」において、保護者の多様なニーズに応えるため、延長保育・一時保育など子育て支援策の充実を盛り込んでおりますが、今後、これらの施策を計画に沿って進めてまいります。

地域の子育て支援としては、市立保育所の「園庭開放」「わんぱく広場」を継続していきます。また、「地域子育て支援センター」「つどいの広場」の両事業につきましては、地域子育て支援拠点事業として、総合的な子育て支援体制として強化に努めてまいります。

また、市立保育所で保育に携わる職員として、市職員・嘱託員・臨時職員で構成されていますが、平成21年度は市職員を6名採用し、また、配置職員に不足が生じないよう嘱託員・臨時職員を適宜雇用しております。臨時職員については雇用賃金を引き上げております。

- (2) 市町村において策定している「次世代育成支援行動計画」に基づく、子どもを見守る観点から、学校における児童の安全確保のための小学校の警備員配置を継続し、児童の放課後対策についてもさらに強化を図ること。

(回答)

小学校の警備員配置については、大阪府からの補助金が平成21年度から交付金化され、平成22年度までで打ち切る方針が示されており事業を維持していくのは困難になっているため、交付金制度の充実などを働きかけてまいります。

児童の放課後対策については、子どもたちが安心して安全に遊べる場所を確保するため、安全管理員を配置し、放課後子ども教室推進事業の拡充を行います。

(3) 大阪府と連携し、子どもの成長段階に応じて、「働くこと」や「社会を担うこと」など労働関係法令の基礎知識に関わる教育の実施や、きめ細かな指導が可能となるよう小学校1・2年生での35人学級編制を行うこと。

また、地域・企業・学校が連携をした「ものづくり教育」の情報と機会を積極的に推進すること。

(回答)

本市では、子どもの成長段階に応じ、聞き取り学習などキャリア教育を実施しております。特に、中学校では職場体験学習を複数日実施する等、「働くこと」や「社会を担うこと」の大切さ等を実体験することにより学び、今後の進路選択に生かしております。

また、小学校1・2年生における35人学級編制については、その該当校で府の基準に基づき実施しております。

「ものづくり教育」の機会と情報については、キャリア教育を実施する取り組みを基に研究してまいります。

(4) 児童虐待防止法に対応した施策の充実及び児童相談所等における相談・支援の体制整備と機能強化を図ること。

(回答)

本市では、児童虐待防止ネットワークとして、子どもに関わりの深い機関で構成した要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童に関する情報を共有し、かつ連携を密にしながら今後の対応策について協議しております。関係機関のなかでも特に子ども家庭センター（児童相談所）とは常に連携を密にしながら、協働でケース対応を図っております。

(5) 配偶者暴力防止法の改正により、市町村自治体においても、①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定、②配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことができる施設の設置、が努力義務となった。よって住民のより身近な行政主体である市町村において、積極的に対策を図ること。また、市町村は大阪府との連携のもと、地域実情に合った支援体制の整備を行うとともに、相談窓口などDV防止法の内容を広く周知すること。

(回答)

本市ではDV被害者からの相談には人権悩みの相談室で対処しております。また、基本計画につきましては、本市の「女性プラン」を2年後に改訂する際、DV被害者の保護と支援のための取り組みについても明確にしていまいりたいと考えております。

(6) 市町村自治体において、「男女共同参画行動計画」が策定されるよう取り組みを行うこと。また、行動計画の推進にあたっては、大阪府との連携・協力を一層進め、市町村における計

画の推進や相談体制の充実などの取り組みを活性化させること。

(回答)

本市では平成13年2月に「ふじいでら女性プラン」を策定しておりまして、本計画の推進にあたっては市長を本部長とした人権行政推進本部を中心に進めております。

本プランは2年後に改訂する予定をしておりますが、実効性のある計画の推進や相談体制の充実についても十分考慮してまいります。

6. 環境・街づくり・平和人権施策

(1) 【「地球温暖化防止計画」策定済自治体】・・・地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の削減に向けて、施策を強化すること。また計画目標達成のためにも、①道路交通網を整備し、慢性的な渋滞解消を図ること、②温室効果ガス削減の観点から現インフラの有効活用につながる公共交通利用をさらに推進すること、③民生部門（家庭・オフィス）など対策強化する部門を明確化し、工夫をして府民・市民への啓発に努めること、など早急に取り組むこと。

(回答)

地球温暖化防止対策として、本市では、市のすべての事務及び事業から発生する温室効果ガスを把握し、目標を設定して削減に努め、その結果を公表しております（「藤井寺市地球温暖化対策推進実行計画」）。

また平成20年度には、地球温暖化防止について率先啓発することを目的として、市内の一般家庭や事業所等を対象にゴーヤやアサガオなどの蔓性植物で壁面緑化を競うグリーンカーテンのコンテストを開催し、広く市民に啓発活動を行っております。

さらに、市道林梅が園線整備事業に取り組むなど、市域における渋滞解消を図るとともに、公共交通の利用推進についても継続して取り組んでまいります。

(2) リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)の「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化や分別収集の徹底などの施策を一層充実させること。そこで、大阪府のごみのリサイクル率(10.5%)を早期に全国平均並み(19.0%)にするために、各自治体においても、大阪府と連携して施策を強化すること。また食料廃棄物の削減及び同廃棄物をバイオなどで有効活用するための施策を講ずること。

(回答)

本市では、資源ごみの徹底した分別収集を促進し、ごみの減量化を図っております。また、分別収集した資源ごみの売却代金の80%を地区に還元しており、各地区においては、この還元金をごみ収集所の清掃用具やカラス・猫防護ネット等の購入費に充当しているところです。

今後とも、市民とともに3Rの取り組みを推進してまいります。

(3) 大規模災害に備え、避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進させること。特に災害時の一時避難場所となる公立学校の耐震化率が低い自治体は、優先して改善する施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度を早急に確立・拡充し、相当分の予算を確保すること。

(回答)

大規模災害に備えた避難所等の標示板及び誘導標示板につきましては、昭和58年より順次設置し、現在市内に標示板を19ヶ所、誘導標示板を90ヶ所設置しているところでございますが、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

避難場所の確保につきましては、本市の「地域防災計画」に基づき風水害や地震災害における災害発生時を想定し、それぞれの想定される状況に対応できるよう、一時避難地といたしまして17ヶ所、避難所といたしまして、風水害におきましては17ヶ所、また地震災害におきましては19ヶ所、広域避難地といたしましては3ヶ所及び災害時要援護者に配慮した二次避難施設といたしまして2ヶ所を指定し、避難所の確保に努めているところでございます。平成21年度におきましては、二次避難施設として指定しています避難所におきまして、公共下水道の供用開始に伴い公共施設にある不要になった浄化槽を利用し「非常用トイレ」として再整備し、緊急時のトイレの確保に取り組んでまいります。

河川改修といたしましては、本市において河川と位置付けされているものとして準用河川西水川がありますが、全線改修済みです。また浸水対策といたしましては、王水川水系の浸水被害を軽減するため王水川分水路改修工事を実施し、平成21年度の工事をもって全線の改修工事が完了する予定です。さらに、公共下水道の雨水整備におきましても、市域東部の京樋雨水幹線と市域西部の西水路雨水幹線の整備を引き続き推進し、浸水被害の解消に努めてまいります。

学校の耐震化率を向上させるにあたって、「第3次地震防災緊急事業5ヶ年計画」（平成18～22年）に計上するに際して耐震診断（2次診断）を実施し、優先度をつけて耐震化を進めてまいります。

あわせて、地震による建築物の倒壊などの被害を未然に防止し人命や財産を保護するため、耐震診断などにかかる費用に対する国土交通省・大阪府と連携した助成制度により、住宅や特定建築物の耐震診断の促進を図っております。

(4) 府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、大阪府警などとも連携し、治安対策を強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全施策を高めるよう、施策を充実させること。

(回答)

藤井寺市防犯委員会では、防犯思想の普及及び防犯活動を積極的に展開し、「犯罪のない明るいまち藤井寺市」の実現に寄与することを目的として、始業式における子ども見守り活動・夜間巡視活動及び防犯大会を実施し、地区ぐるみで防犯活動を実施しています。また、学校教育課・

生涯学習課及び環境政策課で「青色防犯パトロール」を実施し、子どもの安全確保をめざしています。

大阪府警と連携した取り組みとしては、羽曳野警察署管内防犯協議会において、羽曳野市・藤井寺市の住民と警察が、互いに深い理解と協力のもとに犯罪のない明るい町を実現することを目的として活動しており、駅前でのキャンペーン等を実施し、ひったくりや自転車泥棒等の減少をめざしております。また、通行人がひったくり等の事件に巻き込まれた場合に警察にいち早く通報できるスーパー防犯灯を藤井寺駅前に設置しており、犯罪抑止の効果も期待しているところです。さらに、防犯カメラの設置を行う地区に対し防犯カメラ設置費用の一部を助成することにより、本市におけるひったくりなどの街頭犯罪や侵入盗犯罪などの抑制を図り、犯罪のない安全な環境づくりを推進しています。

(5) 大阪特有の食文化と地元農水産物を生かした消費拡大と地元生産者の収入増、食料自給率の向上、生産物輸送による温室効果ガス削減などの観点からも、「地産地消」を推進させること。また各自治体での食料自給率や地産地消の取り組みの目標値など設定すること。

(回答)

本市では、地元産農作物を市民に直売する朝市をはじめ、学習畑で育てた農作物の収穫を児童が行う体験学習や、小学校の給食材料への地元野菜の使用等、地域住民や農業者・関係団体の協力を得ながら地産地消の取り組みを進めております。

次代を担う子どもたちに豊かな農環境を伝え、食の安全と安心を守るため、今後も温室効果ガス削減に配慮しながら新鮮な農作物の地産地消を推進してまいります。

(6) 人権を救済するための法整備に向けて国に働きかけ、そして大阪府とも連携して、人権啓発活動も強化すること。

(回答)

人権侵害の実態を踏まえ、本市では大阪府市長会を通じて人権侵害救済のための法的措置を国に要望しております。

また、人権問題の啓発につきましては、今後とも本市の人権のまちづくり協会とともに効果的・効率的な方法で取り組んでまいります。

(7) 戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代につなげていくためにも、平和の大切さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

本市では毎年8月に人権のまちづくり協会とともに「平和展」を開催し、写真パネル等の展示を通して戦争の悲惨さや平和の尊さを市民の方々に訴えておりますが、今後においても平和施策の充実を図ってまいります。